朝鮮後期の大銭鋳造論

はじめに

Ш

本

進

際に明軍が持ち込んだことを契機として漢城市場で盛んに使用されるようになり、 を目的として銀の保有に努めた。 の交易や財政収支には米や麻布・綿布などの現物貨幣 玉 [初朝鮮は中国式銅銭である朝鮮通宝や楮貨(紙幣) (物品貨幣)が使用された。 を発行したが何れも短命に終わり、市場で 銀は壬辰倭乱の 政府も兵餉備蓄

容易には進展せず、 の反動期を迎えたが、一八世紀末より鋳造量は増加し、倭銀の輸入杜絶や甲山銅鉱 二三年(一六九七)に鋳銭は一旦中断され、英祖一八年(一七四二)に再開されるまで約半世紀間 倭乱の終息後、政府は銭の鋳造に乗り出したが、原料銅を日本から輸入しなくてはならないため 一九世紀には朝鮮は中国や日本とは異なる銅銭本位国となったのである。 粛宗四年(一六七八)常平通宝の鋳造により漸く軌道に乗った。その後粛宗 の開発とも相俟

高額銭) さて朝鮮を代表する貨幣である常平通宝は中国や日本の銅銭と同じ小銭(一文銭) との併用は当初から想定されていなかった。高宗三年(一八六六)に興宣天院君が景福 であり、

に流通せず、 宮造営や軍 備強化を目的として鋳造した当百銭は銅銭史上の例外的事 ほどなく回収されている。 基本的に銅銭には高額銭が無いのである。 例であり、 これとて 面

機として、第一に原料銅の確保が困難な状況下で貨幣需要の増大に応じるため、第二に「貨権在上」 たためという二点を挙げている(1)。 の名分を掲げた政府が大銭の投入により富民によって退蔵されている銅銭を市場に引き出そうとし 僚や在野の 状態から十分に脱し切れてい ところが 知識 不思議なことに、 人から提起されている。この史実を最も詳細に発掘し整理した元裕漢はその主 、ない純祖一六年(一八一六)に至るまで十数回に渉り大銭鋳造論が官 朝鮮では鋳銭停止中の英祖元年 (一七二五) より未だ銭荒 銭

従って銅銭 まったば 造論が突然出現したのか、 置を講じてこなかった(2)。 不足していたが、 停止により漢城は慢性的銭荒に陥ったが、政府は平安監兵営が備蓄した銭の南送を除き根本的 だが元裕漢の議 かりであっ の負 0) 当時はまだ米や綿布などの現物貨幣が遍く通行しており、 側 論には致命的な欠点がある。まず第一の要因について見れば、 面が強調されていた時期に何故小銭より弊害の大きい大銭の投入が提起され たから、 にもかかわらず鋳造貨幣廃止論者であった英祖の代に至って何故大銭 合理的な説明がなされてい 流動性の不足による市場の梗塞は起こり得なかったものと思われる。 ない。また銅銭に着目すれ 国家財政の銭納化も始 ば 粛宗二三年 確か に貨幣量 Ó な措 鋳

次に第二の要因について見れば、 の散布は小銭を市場に引き出すどころか、 確保され t (V ない 大銭は小銭と較べて悪貨と見なされるから、グレシャ 論者の主観的認識が奈辺にあれ、 むしろ既に市場に出回っている小銭の退蔵を加速し 素材価値 値が 面 A の高さに見合

かという疑

問

対

Ļ

貨幣不足説では説得的

な答えが出

I せな

(V

幣運用権を取り戻すことであり、 的立場から経済活動を円滑化させることで財政収入を確保すべきであると認識され てしまうであろう。 のである。因みに、 あるが、そのような議論はなされていない。そもそも朝鮮の 中国では民と利を争うような経済政策は禁じ手と考えられており、 もちろん現代の硬貨のように政府が額! 富民による退蔵を防遏して市場に貨幣を流通させることでは 面価値を法的に保証 「貨権在上」 論とは国王が富民から貨 すれば併 てい 国家は 崩 可

庶民の残した史料も存在しないため、市場における銅銭流通の実態が全くわからないからである。 語った言説を頼りに検討を進めなくてはならないのである。従って本稿では一つの試論を提示する 銭などを引き合いに出して抽象的議論を行っている。要するにわれわれは貨幣経済の素人政治家が 官僚であるが、 ばならない。と言うのは、 討することである。 えば端境期に米一石を貸し収穫期に二石を返させるなど、 うと、彼らは銭の流通により高利貸しの活発化や盗賊の横行などが惹起されると唱える。しか 加えて彼らは商業を卑賤視していたため、その言説には強いバイアスが掛かっている。具体的に言 本稿の課題は英祖前期から純祖前期にかけて間歇的に大銭鋳造論が提起された理由について また貨幣経済の浸透と盗賊の出没とは何の関係も無い。 綿密な検証は他日を期したい。 中国で大銭が行使された事例がほとんど無い 但し史料の制約により確証的な結論は出せないことをあらかじめ断ってお 朝鮮の士大夫は中国の士大夫よりも市場経済に対する理解が低く、 現物を用いた高利貸し行為も十分可能 ので、 彼らは皆朱子学で理論武装した儒 廷議では往々にして漢代の ?し例 か 五. ね 検

るのは、 0 研究を土台に朝 本格的、 (以後これを二字銭と呼ぶ) 東アジアの銅銭史上極めて異例の事である。元裕漢は二字銭について触れ 常平通宝は粛宗四年より通行が始まるが、 な大銭鋳造論に入る前に、 鮮貨幣史を「貨権在上」の視点から考察した須川英徳によると、 が新鋳された。このように短期間で大小二種 まずは常平通宝の行使前期すなわち粛宗期 翌五年にはより大型で背面下部に の銭 類 てい 0 制につ 銭 ないが、 が 字を刻 7

分は 文・数字・五 れもこの背面形式を踏襲する。 と同形と推測される常平通宝を発行した。 が主に流通した。一六九七~一七三〇年の発行中断を経て、一七三一年には賑恤目 すなわち戸曹・工曹・訓錬院・賑恤庁・備辺司・慶尚監営などの発行官庁名を鋳込んだ) るので古鋳単字銭と呼ばれる)の直径二三~二六ミリにたいし三〇~三二ミリとやや大型の折 最初に鋳造された常平通宝一文銭 るが、これは以前の折二銭かやや小振程度の大きさであって背「二」字を省略し、 六七九年から発行された。 銭 使用 (=二文銭。 圧では 行などの炉冶別を示す符合を入れた新しい形式であった。 いずれも一文銭であった。 裏面下に二文銭を意味する「二」、上に「戸・工・訓・賑・備・尚」など、 一文銭が少なく折二銭の発行量が多かったため、 当初発行のものは一文銭と折二銭が区別され (戸曹鋳造を示すために裏面上に「戸」一文字を鋳込んでい 一七四二年以後には、常平通宝が継 一九世紀に入ると、 原料節約を目的に直径二三~ 以後 たが、 の常平通宝は 続的 市場では折二銭 そこに千字 以 的で折二銭

一六ミリの小型銭が発行され、

以前のものと取り混ぜて使用されている。

引き継がれているようである。 版に「当二銭」というキャプションが付けられており⑸、二字銭を二文銭と見なす考えは現在でも ら見て誤りなのであるが、 異なる物貨に換算すること(主として納税の際に使用される)であり、折二銭なる表現は漢文法か と述べており(③、この二字銭は一枚が二文に相当する大銭であったと考えられている。 ている(4)。なお韓国銀行が刊行している『我々の貨幣、 文銭から十文銭へといったように同質の物貨に換えること、「折」とは銭であれば銀 「当」の代わりに「折」を用いているが、意味する所は同じである。厳密に言うと、「当」とは 須川 は先行研究である李大鎬編 世界の貨幣』という図録集にも二字銭の 『韓国貨幣史』の記述を無批判に踏襲 や綿布 額銭を示 図

けで二字銭を当二銭と捉えるのは早計である。 は大型の銭を追加鋳造したのかが理解できない。単に大きさが異なり「二」字が刻印されているだ のは極めて不自然であるし、二文銭が市場では一文の価値しか有しなかったのであれば、 ·かし二字銭は当二銭ではない。そもそも一文銭が発行された翌年に二文銭が鋳造されるという 何故政府

あるという意味である。『承政院日記』第三四三冊、 粛宗一六年一○月七日の条に、 大司憲閔宗道

結論から言うと、常平通宝の背面に刻まれている「二」字は当二銭の意味ではなく重量が二

以て某 曹の 凡そ銭文の前 が所鋳 0 の如きは、 所 鋳を表す也。 面には則ち常平通宝の四字を書き、 則ち只だ戸の字を書き、工曹の所鋳は、 後面下端には二の字を書く。此れ則ち以て銭一文重さ二(欠字)の 後面上端には所 則ち只だ工の字を書く。 鋳 の官 曹の名一字を書く。

意を明らかにする也。

粛宗四年に

.鋳造された単字銭の重量については拠るべき史料が見当たらない。

ただ仁祖

年

積の 換手段であった銀の不足を補うため銅銭を通用すべしと訴えた。薪炭や蔬菜のような日用品までも 銭を願う。大臣諸宰も亦皆以て便益と為す。時に以て行う可きの故也」と上啓しじ、 担わされていた点である。 通宝を鋳造させ、 補助手段として銅銭を市場に投入し、貴重な銀を回収しようと考えていた模様である。 が銀で売買されてい する所有りて、 この重量単位 詐偽造銀の弊、 くてはならないのは、 では朝廷は 一〇文を一銭、一〇〇文を一両と呼んだ。従って二字銭は重量二銭の銅銭という意味である。 提 記 近年自り以来、 而して亦人人の得有する所の者に非ざる也。 載が 言に賛同 銀 あり、 銭・分は重量単位で、一〇分が一銭、 銭 何故単字銭発行の翌年に大型の二字銭を追加発行したのであろうか。ここで考慮しな で表記される。ところが朝鮮では計数貨幣である銭にもこの単位を援用し、一文を 前自り累ねて行わんと欲するも行うを得ず矣。今則ち物貨通ぜず、 今日に至りて極まれり矣。銭は乃ち天下通用の貨なり。 した 比 銀 価 は大明 ため、 たのは漢城とその周辺だけであったと思われるが、 両 銭を以て通貨と為せど、柴菜の価に至るも亦皆銀を用う。 朝鮮の銅銭は中国のそれとは異なり、 が重さを指すことを証 =銭四〇〇文の交換比率を公定した⑦。 すなわち粛宗四年正月二三日、 律の条文と開 粛宗は戸曹・常平庁 .城での実勢価格を参考に決定されたら 明している。 賑 出銀 恤庁 一○銭が一両である。 ・御営庁・司 の路は狭く、 領議政許積は「我が国 当初より銀の代替貨幣としての役割を 欠字の部分は恐らく「銭」であろう。 閏三月二四 而るに用 僕寺 ともかく政府当局 而るに独り我が 秤量貨幣である銀は当然 日 訓 [の備 銀 錬 都 0 銀は我 は本より 監に 故に人情は皆行 路は 辺 当時主たる交 群臣ら 広し。 が 国 命 国 通行 者は Ü のみ窒碍 \overline{O} 故に 銀 0) 貨

よると、単字銭の重量は一銭二分であったと記す。 単字銭も恐らくこの程度の重さであったものと推測される。 に鋳造された朝鮮通宝は明国 0 万暦通宝に倣い重さを一銭四分と定められ 因みに 『韓国貨幣史』二八頁に てい た

には 改定を不便と見なし、銭は売買の際に「私自加倍二銭」すなわち二倍の支払いを要求されるように 61 は行大司憲呉挺緯が、銀貴銭賤により両替において銀に打歩が発生したと上啓した(型)。 五月一 を官府に持ち込んで二倍の銀を得ようと企図したのであり、銭の実勢価格が上昇するとは考えてい なったこと、漢城府や兵曹・戸曹が銀や綿布で収捧し銭を受け取らないことも銭への信用を貶めて 手持ちの銀を放出して投機的銭買いに走っていると上啓し、粛宗は刑曹に対し新令発布 二七日には知事金錫冑が、 なかったと解釈すれば筋が通る。果たして公定比価の改訂後、銭は米や銀に対して値を下げ、三月 いると上啓した⑵。富民と庶民の対応は背反しているように見えるが、銭を買い占めた富民もこれ 粛宗も同意した(回)。 だが二月一八日、 て鍮器にされていると訴え、 ていると上啓している(5)。 ところが翌年二月三日、 月一 持平李漢 ○両以上を買った者を処罰するよう命じた⑴。その一方、同日左参賛呉挺緯は、 五. 命 粛宗は常 裴正徽も、 銭 の公定価格を四〇〇文に戻した。一次史料である『備辺司謄録』は単にそ 米貴銭賤により兵士や胥吏の給与が目減りしたと上啓し(3)、 備辺司は前年の銀銭比価では銭が安すぎるため、 銭価は四○○文では安すぎたが二○○文では高すぎたのである。 市場では銭価が二〇〇文を超えており、 銭価を一挙に二倍引き上げ、 司憲府持平申學は、 銭価切り上げの情報を聞き付けた富民が 銀一 両=銭二〇〇文にするよう進言し、 諸衙 門も銭納を拒 鋳造した銭が鋳潰され 市場が銭価 四月八 み 五日前まで 銀納 日

事実を記すのみであるが(16)、

編纂史料である

『粛宗実録』

は

て之を用う。 くならず、旋ち二十文を以て一銭と為す。民遂に信ぜず、朝令に遵わず。前に依り四十文を以くならず、旋** 初め行銭議定の時、 裁定を加え、厥後四十文も亦廃し、稍や其の制を大とし、十文を以て行用す。 故に筵中累ねて此の議を発し、斉会商確を命ずるに至る。 小銭四十文を鋳し、以て銀 一銭に代えたり。民甚だ之を便とす。 是に至りて上自り親ら 而るに換銀

との一文を書き足している(コ゚)。これによると、粛宗はその後やや大型の銭を鋳造し、これを銀 \parallel 銭一○○文の交換比率で通用させようとしたらしい。このやや大型の銭こそが二字銭だと思わ 両 ħ

或いは倍、

或い

は倍を過ぎる矣。

時八○○文まで下がったધ。これが単字銭の価格を表しているのか、二字銭の価格を表してい たようである。 定価格は余りに高すぎると評価され、市場価格は銀一両当たり一○○文の二倍乃至それ以上に か、 る。 か不明であるが、 粛宗が銭価を四○○文に戻すことに同意した直後、 そしてその間の議論が何故残されていないのか、 更に粛宗六年八月には、外方で受領を拒まれた銭が漢城に流入したため、 何れにせよ初期の常平通宝は政府が期待するほどの信認を得られなかったことは 理由は全くわからない。ともかく二字銭の公 何故このような銭規格の大改訂を実施したの 銭価 るの になっ ば

れ、 粛宗八年三月、 ある推計 の鋳銭と放出を停止すべしと上啓し、裁可された(2)。 停鋳後銭価は次第に上昇し銭荒を招来したが、 によれば粛宗二三年の停鋳まで総計約四五〇万両の常平通宝が鋳造されたと言わ 領議政金寿恒は銀一両に対し銭価が二両半すなわち二五〇文に下落したため暫く 対銀価格はさほど変化しなかったようであ しかしその後も断続的に鋳銭は実施

確かである。

当初よりばらつきが生じていた。 捧上することができない」と上啓した(ミロ)。 京衙門所鋳の銭と全羅監営が上送した銭とでは、 るはずはない。しかし本営所鋳の銭は京衙門所鋳の銭より重さがこれ程懸隔しており、 り、二銭一―二分に至るものもある。本庁の大銭一両は重さ二五両五銭であるのに、 に準ずるものがある程度である。本庁がかつて所持していた銭文は大銭一文が重さ二銭に準じてお 銭は頗る薄小であり、一文あたり重さ一銭八―九分、あるいは一銭六―七分に過ぎず、 ため、大同木を市価に従い銭で代納することを許したが、全羅監営が上送してきた各邑の大同木大 の大銭は一両の重さが一八両程度かそれ未満である。銭文は京外通行の貨であり、 一〇〇文から二六〇―二七〇文の間を高下し⑳、英祖二〇年(一七四四)に完成した『続大典』巻 銭価が次第に安定したことは常平通宝が徐々に信認を受け始めたことを意味するが、その重量 (二字銭) でありながら重量に相当大きな開きがあったこと、 一七〇〇年から一七〇二年に一旦五〇〇文まで下げるものの、一七一六から一七三八年までは 国幣の条においても、丁銀一両は銭二〇〇文、一文の重量は二銭五分と規定されてい 粛宗一○年五月、宣恵庁は「昨年全羅道では綿花が不作であ 宣恵庁が貯蔵していた京司所 京外で違い 全羅監営所送 時 通例に たま二銭 同 があ より

が全羅監営の ところで粛宗九年正月、 全羅監営が宣恵庁に上送した大同木の折銭は人民より収捧したものであるから、その品 この史料からでは判断できない。同じことは宣恵庁が所持していた京衙門所 鋳銭 これらは 技術 の稚拙さに因るものなの 常平庁と賑恤庁は行銭差人を全羅 重量が二銭を超えているものの、公定の二銭五分には達して か、 あるいは市中で偽造された鐚銭 ・慶尚両道に送り、 銭 が混 の流通を促 入し |質の低 銭にもかなりのばらつきがあったことがこの史料より窺える。

質管理も杜撰であっ

たため、

銭が

流通しないと朝廷の

重臣は翌

認識していた。

ず、 造されたものと見ら せて 鋳銭 信 閔鼎重 関鼎重も首肯している^(¾)。 用 0 が築けて が差 しか 淆 人の廃止を求め、 し彼らは売買に際 雑 (V れる。 なか 0 鉄 っ あ ŋ たのであり、 同じ頃、 京衙門も外方監営も規定量の銭数を鋳造できない 終に無用の物と為れ 粛宗も同意してい して相応の銭を支払わず、 戸曹判書尹堦は 軽量銭は盗 る ② ③ 。 講の ŋ 「各衙門及び外方所鋳 せい 故に銭文の価 当時全羅道では行銭差人の不正により ではなく、 京中と外方とで銭価 以 全羅監営に の銭、 7 極賤 ばかりでなく、 に至れり」 銭 が 開 両既に数に よって正 た 0 で、 准

考えられる。これらのことから常平通宝の鋳造技術は低く、 鋳造する根拠はない して使用され わち一文当たり二銭 なお宣恵庁も自ら鋳銭を行っているが、 てい たものと想定される。 ので、 五分五釐であった。この値は公定値を二%超過する。 同一官庁で鋳造する常平通宝にも個体ごとに重量のばらつきがあっ その重量は銭 両 市中では重さや品質の異なる銭が (一〇〇文) につき二五 宣恵庁が意図 両 的に良貨を 五 たと

ており⁽²⁵⁾、 びに遠道に於いては則ち行う能わざること、 常平通宝 故に遠 多く物 九 只だ其の 0 ľ は漢城周辺で 道 力を費やし、 頒布より一○年以上経過した粛宗一五年に至っても、 の民、 お 剰 (V ても、 利の之に優るを要むるの 銭を用い 之を行うこと已に久し。 礼曹判 しか 流通せず、 る所無し。 書柳命賢が 各司 銭文の 此れに他ならず。 み。 「近く 0 通 収捧は綿布に依存していた。 銭文の精麤は、 然るに祇だ能く近京数 は 行する能 衙 門の 各自 わ ざるは、 諸般の民役、 未だ致念に暇あらず。 鋳 領議政権 銭 するに縁 職を より 百里の地 各司は 大運が また一 此 0 其 故 皆布木を以 に行うの 「当初銭文鋳 Ŧ. 也 0 且. 容 年 入 が て収

と述べ②、 此れ乃ち無用 ち雑ずるに鉛鉄を以てす。 通行するの を混入する方法が登場し、 信用が確立できていないと訴えている。 相変わらず鋳銭機関が鋳造利益を極大化せんとして意図的に粗悪銭を鋳造しており、 挙無し。 の物なりと以 此れ殊に朝家鋳銭の本意に非ず。近く聞くに、 これらは手渡すだけで壊れる程の粗悪品であった。 汚悪脆薄なること、手授すれば即ち壊れ、 為えり。 必ず通貨と為らず、以て銭価の漸低を致 なお悪鋳の手段として鉄物 鋳銭の際、 鉛鉄自ずから露ると。 銅 の代わりに鉛鉄 鉄物足らざれば、 殊に甚だ駭く可し 市民皆 則

た ②7 。 が ²⁸、 る。 続けたのである。もちろん市中でも盗鋳が横行し、 綿布や米などの現物貨幣で行われ、銭による出納は凶作など特別な場合を除き実施され もともと常平通宝は銀に代わる交換手段として鋳造されたものであり、 従って各衙門は鋳造した銭を収捧する事態を想定せず、勝手気ままに粗悪銭を市中に投入し 政府自身が盗鋳に等しい悪鋳を行っている以上、大した成果は得られなかったものと思われ 朝廷は犯人を死刑に処してその禁圧を図 政 府 0 税 財政 ていなかっ は 大部分が った

し既存の銭は 粛宗二三年 流通 ・(一六九七)、銭価の下落に業を煮やした粛宗は常平通宝の鋳造停止を命じた。 し続けた。 翌二四年五月、 侍読官李喜茂は

由 初に比べ 銭幣は乃ち国中通行の貨にして、銭の大小、各おの其の制有り。 る。今自り始と為し、 に庶から 様子頓 に異なる。 厳しく禁断を加うれば、 此れ但に公鋳の 初の如き能わざるのみ 則ち直流 |賤の弊無かる可く、 近来漸く淆雑するに至り、 ならず、 亦必ず盗 亦且 一つ防 鋳 の致 奸

官衙の悪鋳や市中の盗鋳によって銭制が紊乱したため、 それらの行為を厳禁すべ

と企図したのである。 彼が銭には大小 訴えた。 市場では中世日本の撰銭に相当する銭の選別が行われ、 単字銭と二字銭のこと、 いたのであろう。 0 弊を惹起したと李喜茂は嘆いているのである。 銭制は一本化されたはずであるが、公私の悪鋳·盗鋳により近年雑多な銭貨と銭制が叢生 は既に中止され の別があり、 李喜茂は銭規格の統一により銭への信頼を取り戻し、 「其の制」とは銀銭比価のことを指すのであろう。 それぞれ通行制度があると述べていることである。「銭の大小」とは ているから、 実質的 な取り締まり対象は私鋳である。 史料から確認することはできないが、 重量や品質に応じて価格の差異が発生して 以て銭賤の弊を払拭しよう 単字銭 は二字銭に収 注目すべきは、 恐らく

未だ決定が下されていない私貿易による倭銅輸入解禁案を廷議に持ち出して、「近来銭賤、 れ 銅や真鍮で私銭を盗鋳するより鍮器を製造した方が有利であり、 利に如くは非ず。 粛宗三四年 の発言なの 戸曹判書趙泰耈は ところが皮肉なことに鋳銭停止により銭価は次第に上昇し、銭荒現象さえ発生するようになっ 0 て止め と推 銭 0) 一徴収に反対している図の か た 測 (一七〇八) 左議政李濡は、 ので、 心 してい 許 復通を許すと雖も、 ない 「中国では銅銭が潤沢であったのでこの法も行い得たが、 る ³⁰。 現 が、 在銭貨は 大きな流れとして粛宗三○年代に銭価が漸増し、 しか し粛宗四〇年 極めて貴く、 何れも士大夫の議論であり、 私鋳の慮無きに似たり」と述べ、銭価が下落してい 前年に東萊府使韓配夏が状啓し、 外方の (一七一四) 亦 民の困窮は日ごとにひどくなって 戸布 • 実体経済をどの程度把握 輸入を解禁しても私鋳には用い \Box 銭 制 の是 備辺司に回されたもの 我が国では 非が議論 銭賤から銭貴へと移行 論され 度鋳 た時、 る した上で る現今、 鍮 とし た b

したことは確かであろう。

度にわたり鋳銭が計画されながら結局実現に到らなかったのは、

輸入

銅

の価格が割高なため

鋳

鋳銭再開を請 れた(3)。その後、 可した(33)。 だが翌年七月に平安道兵馬節度使趙 かし二月には李光佐が再度反対論を唱え、 は平安道の銭荒が問題となり、 粛宗 舌戦が繰り広げられ 派は原料銅を輸入に依存していることや貨幣経済の浸透による社会矛盾の増大を懸念して、 四二年 願し、反対 一二月には久方ぶりに鋳銭の是非 景宗四年 たが、 派の左議政崔錫恒や右議政李光佐も同調したため、 (一七二四) 粛宗は右議政趙泰采の助言に従い、六箇月に限り西路での鋳銭 粛宗は慎重論に与し、鋳銭再開は見送られた(3)。 正月に戸曹判書金演が税収の縮減と銭行使の普及を理 金演も押し切られたため、 一爾重が鋳銭の遅延を報告しており、 が朝廷で議論され、賛成派は銭貴の解消を名分とし、 結局沙汰止みになった(35)。 実施が決定された。 翌四三年一一 八月には中 由

頻繁に行われる。 銭機関が鋳造利益をほとんど見込めなかったからである。 聴政していた延礽君)も悪鋳や盗鋳を排除できない銅銭を市中に追加供給することに消 納税などを導入しつつあったが、敢えて鋳銭を行う動機は欠けていた。 地方軍営ごとに分立しており、戸曹が相互調整を行っていた。これら諸官庁は銭価 だが延礽 君が即位すると、 その一環として大銭鋳造論が浮上するのである。 もはや市中の銭荒を放置できなくなり、 当時 の朝鮮では財政権が各衙門 鋳銭 粛宗や景宗 の是非に関する廷議 騰貴により (実際には 極的で 軍門 あ 折

思わ 英祖 がったので、 難で 請 61 から監督官を派遣し、 0 で鋳銭を実施してはどうかと提案した。 疲 願 英 n |は突然鋳銭命令を撤回した⑸。その理由として英祖は言い古された金属貨幣無用論 あると状 袓 る。 が、 が甚大であり、 元年 朝廷は新任観察使の到着後鋳銭を始めるよう回答していたが、 <u>광</u> 実際には悪鋳・ 右副承旨柳復明の助言に従い、とりあえず東峡など柴賤の地において、 啓した」 七二五 月、 銭を罷めることができないのであれば、 と報告し、 密陽府使趙彦臣は再度鋳銭を上疏 厳重な管理下で鋳銭を再開することが裁可された(3)。 ところが一〇月六日 盗鋳により玉石混淆状態にある銭制を再統一する自信がなかったものと 月 五 月 戸曹判書申思喆と協議 左議政閔鎮遠は 英祖は銭の弊害を憂慮したが、 「先に前慶尚道観 の上、 したが、 まずは燃料 勢い加鋳せざるを得ない」と食 その中で彼は 察使権以 関鎮遠が「 新観察使趙栄福 の柴炭が 鎮 が 幾い 銭貴による民衆 当 戸曹・ 永宗島 で しか挙げて 賑恤 鋳 木 下

二十四二 在 て、 を費やすべ 今日行用 五 一分に過ぎず。 りては有裕にして耗無く、 新大銭 当たる 万斤の の銭、 可 銅を以て、 葉の直を以て、 今若し二銭五分重の銅を以て、 而して其の体稍大なり。 然らば則ち 葉の重二銭に過ぎず。則ち二十万緡を鋳せんと欲すれば、 新大銭十六万緡を鋳す可し。 民に在りては便用にして害無し。 一朝にして労を省き費を減 旧 銭二葉に当て、 其の重亦加う。 新銭一 両 の直を以 葉を創鋳すれば、 而して十六万緡 又復た新制を創成 而して坐して十二万両を得。 て、 旧 !銭二両 の大銭は、 則ち銅 に当つ 当に銅 0) 旧 別 加 に銭 数、 二十四 n 名を立 則 ぉ 万斤

と記 れは紛れもない当二銭なる大銭の鋳造論である。 新たに重量二銭 五分の新銭を鋳造し、 旧 銭との比価を二対 一に措定せよと主張した。

用し、 には銅 るのであるから、 一○万緡は四○○万両すなわち二五万斤(一斤=一六両)に相当する。それを銅二四万斤で鋳造す ここで言う一緡とは銭 後者の価値を前者の二倍に設定せよと主張したのである。 錫・真鍮を総称して銅と呼んでいるのであろう。 計算は大体合致している。 両すなわち常平通宝一〇〇枚で、その公定重量 原料は全て銅であるかのように記され 趙彦臣は現用の二銭銭と二銭五分銭を併 元裕漢は趙彦臣の議論を取り上 は二〇両 ているが、 であ

制 れた。 回っており、 れたというのも間 鋳造されたというのは誤認であり、当初小銭 分の価為り。 して純木制 うに銭木参半で収捧すべし」との状啓を紹介したことを契機として、 ていないが、 したが、その中で行戸曹判書李台佐は「丙辰年間、 次いで英祖三年九月、 行銭事目にも、 蓋し即位当初の英祖は銭廃止論者であり、これまで断続的に実施されてきた銭木参半制を廃 ない だろうか。 に回帰しようと企図したからである。廷臣らは英祖におもねって銭の否定的 大型銭と小型銭とは同じ一文でも四倍程度の価格差が生じていたという状況 管見の限りこれが最初の大銭鋳造論である。 其の後大銭始めて出でり矣」と述べている(3)。 違っている。 大銭 時代は下るが正祖六年 左議政趙泰億が黄海道観察使金始燦の「諸邑 貫は重さ一二斤八両 ただ彼の錯覚の背景には、 (一七八二) (単字銭) と大銭 (二〇〇両)、 始めて小銭を造れり。 に編纂された 当時大小精粗多様 常平通宝が丙辰 小銭一貫は重さ六斤四両 (二字銭) 銭行使の是非が朝廷で議論さ の軍布と奴婢身貢を以前 『秋官志』 が 而して小銭四分は大銭 な常平 一対四 年すなわち粛 -通宝が の比 卷六、考律 $\frac{1}{0}$ 価 側 二で併用 があ 面 市 量を具陳 一年に のよ 出

と奇しくも一致してい 回っていた常平通宝の大きさをある程度反映しているものと思われ より公認されたのではない を定式とし、 大銭 一箇は・ る。 小銭四箇として通用すべしとある。 が、 大型銭の重量が二銭、 大型銭と小型銭の 小 価格差が四倍であるというのは先の李台 型銭 の重量が 実際このような大小銭併用 る。 銭という数値 Ł 当時 制 左 市 が 政 府 出

造を、 年には右通礼禹禎圭が当十銭・当千銭を鋳造せよと、正祖一七年には戸曹正郎鄭東教が当十銭 正祖 格的 理を承知で清 鋳造論が集中しているのは常平通宝の発行が市中の銭荒に追い付かなかったからであり、 承旨李瑁が当十銭鋳造を提起し、 らは何れも却下されたが、この年より常平通宝の鋳造が再開された。 論からであろう。 方元裕漢は大銭 〇年 正祖二二年には戸曹判書金華鎮が当五銭・当十銭の鋳造をそれぞれ建議 論されるようになったのは英祖一一年一二月、 (一七八六) には御営大将李柱国が古の十銭通宝に倣い当十銭を鋳造せよと、 銭 の輸 その後英祖一八年には礼曹参判金若魯が当十銭・当百銭の鋳造を主張した。 3 鋳 造 論 入さえ試み の嚆矢を英祖七年の宋真明による大小銭行使案と見なしてい てい 同じ頃鄭尚驥や李瀷も当百銭や当六十銭の鋳造を構想してい る 戸曹参判に遷った宋真明による当十銭 しかしその後も英祖二六年に じた。 正 るが 祖 正祖 期に 正 祖 の鋳 は る。 本 無

あった。 併用 点では共通する。 前近代社会ではどうしても小銭に打歩が付く。 彦臣の議 であるの 銭 に対 論も宋真明以降 0) 額 違い 面 が は大銭 高 宋真明らは当十・当百など十進法に則ったより高額な銭を鋳造することで 61 ほ 0 の議論も、 ど政 額面である。 府 0 鋳 大銭を鋳造することで市中の銭荒に対処しようと企図した 造利益も大きくなるが、 趙彦臣や後述する朴趾 要するに悪貨が良貨を駆逐するのである。従って当 反 源 面 の構 盗 鋳 想 0) は 魅力も大きくなるし、 文銭と二文銭との

学者朴趾源は右議政金履素に宛てた書状 は、 強調するだけで二文銭と貨幣市場との親和性について触れていないが、後に正祖一六年、 う事実に対 二銭案の方が銭制の紊乱を起こし難い穏健な施策であることは確かである。 現行の常平通宝にも大型銭と小型銭との間に重量や価格の両面において相当の開きがあるとい 十進法大銭案より当二銭案の方がより馴染みやすい点である。 の中 しかしより重要なこと 趙彦臣は鋳造利益 在野の実

銭は、 め、 間 も薄劣であるから、 れ 倒 所有の旧銭は悉く一を以て二に当てしめ、銭差しの大小で容易に判断できるようにすれば、 別が困難 鋳造された銭は、外形がますます小さくなり、今では新銭が旧銭の銭差しの中に紛れ込み、 旧 ば な鋳造を要せず、 銭は敦重堅厚、字体分明でないものは無かった。しかし壬申・癸酉 外形は浅薄となり、手に触れただけで容易に砕け、最も粗悪と称されている。……その後 禁衛営・御営庁・訓錬都監が同時に鋳造したものは旧式とは一変し、鉛鉄を多く雑ぜたた 大きいものでも旧銭に及ばず、 物事の道理に悖らず、銭貨は容易に流通するだろう。壬申・癸酉の年に三営が鋳造した になっている。銭制の淆雑は最も甚だしくなった。そこで古代の五銖・三銖の制に倣 座して百万を得られる。大小を並行したとしても、 全て行使を停止せしめ、敢えて市場に投入させないようにすれば、 小さいものは新銭以下であり、 制 (英祖二八:二九年) 軽重を区別して使用 は既に定式を違え、 銭道は 面 0) 7

と述べ、 銭として使用するよう訴えてい 近年鋳造された銭は小型化や粗悪化が進んでいるため、 る (41) (9) 旧銭すなわち粛宗期所鋳

められるだろう。

朴趾源案の斬新な点は新たに当二銭を鋳造するのではなく、 現行の大小精粗多様な常平通宝を三

ある。 ことは酷だと思われる。 制 銭を一文銭とし、 種類に分別 はいなかった。 中での発言と書状の意見とを単 頭とする十進法大銭鋳造論者も朴趾源と同様に銭制再編を最重要課題と考えていたのではない なべて一文とすることや、 る貨幣行使の実態を踏まえた上で議論を展開しているわけではない。 る必要があった。 0 **釐正を企図していることである。そして恐らくは当二銭鋳造論の魁である趙彦臣や宋真明** ただ彼らは だして、 逆に当代随一の実学者である朴趾源の主張も観念論の域を出ておらず、 英祖二八・二九年⑫に三営で鋳造された最悪銭を廃貨とすることで、 もちろん彼ら儒教官僚が市場経済に疎かったことは確かであるが、 粛宗期に鋳造された重量二銭の良銭を二文銭とし、 官僚であり、 特に三営が鋳造した最悪銭を廃貨とせよなどと軽々しく論じられる立 旧銭価格を鐚銭の二倍に措定することの根拠は何も示されていない 銭廃止: 純に比較して、 論者の英祖や利 彼らの主張を非現実的 権保護を堅持する鋳銭機関 悪鋳や盗鋳によって生じ 先の史料の中には ·空想的大銭鋳造 の代表者を説 廷議 紊乱 市 鐚銭をおし 論と断 場に お

としてほとんど行 ちろん大局的に見れば、 つとして裁可されなかったのは、 うような銭荒対策を直接的動機とするものではなく、 混乱 ,· 盗鋳; した幣制 英祖初期 が銭荒によって苛烈になり、英祖一八年の鋳銭再開後も終息の気配を見せなかったた わ を弥縫する一便法として提起されたものと推察される。 ħ より澎湃として湧き起こった大銭鋳造論は、 ておらず、 七世紀より一八世紀に至り朝鮮でも銀貨や銅銭を用い 大銭鋳 彼らが治世の亀鑑とする中国でも大銭は漢代の 造の 理 |論的支柱がどこにも見出せなか 常平通宝の鋳造当初からつきまとう官民 元裕漢を始めとする先行研究 そしてそれら 0 たから た本格的な貨幣経 五銖銭などを例 で が

銅銭 が彼の認識だったのである。 したとしても、 捉えることができるものと思われる。 鋳造論という図式ではなく銭荒→銭制紊乱→大銭鋳造論という図式の方が議論の背景をより 要が高まったにもかかわらず、 済が浸透し、 入に反対するためであったが、その理由は清銭輸入には多大な銀を必要とすること、 の絶対量不足ではなく銭制 深刻な銭荒が起きていたことが遠因となっていることは疑い あらかじめ国内 布 や穀物といった現物貨幣を商品流通の片隅 鋳銭停止や原料銅の高騰により銭の供給が需要に追い付かなか の銭制を整えておかない限り、それらの努力は水泡に帰すというの の紊乱にあることであった。たとえ莫大な費用を用 朴趾源が金履素に書状を送ったのは に追いやったことにより必然的 ない事実であるが、 正祖が企図する清 61 銭弊 て清 銭荒↓ 銭 0 を輸 桹 った 本は 銭 0

当二銭 鋳造論 悪銭を良質銭に置き換える意図があったものと見られる。 銅銭鋳造量が増加 先行研究が明らかにしているように、甲山銅鉱の開発や倭銅輸入により原料銅の確保が容易になり、 ような一 とである。これではたとえ当二銭が額面通り通用したとしても、 の案は趙彦臣や朴 ○○文中七○文を熔解して当二銭五○文に改鋳し、 正 祖期に最も頻繁に建議された大銭鋳造論は一九世紀に入るや急速に鳴りを潜める。 は間 の改鋳案を具申し、純祖一六年には戸曹判書金履陽が当十銭の鋳造を提起するなど(※)、 見 無意味 歇 的に噴出 訨 な改鋳論を姜浚欽が敢えて提起したのは、 したためである。しかし純祖 源 していた。 の議論の流れを汲む当二銭論であること、原資として現銭を使用し、 注目すべきは金履陽の案が十進法大銭論であるのに対し、 一三年 残り三○文は工価に充てよと主張してい (一八一三)遂安郡守姜浚欽が現銭を用 ただ鐚銭一〇〇文を良銭 相変わらず 市場 の流動性は増加しない。 市 場 13 出 口 り続け 五〇文に改鋳 その理 Ć 姜浚欽 由 に

ると新たに財政負担が発生するし、良銭と鐚銭との間に打歩が生じて容易に盗鋳されてしまうので、

新銭を二文として通用させるという妥協案に落ち着いたのであろう。

所謂 価が決められ た。すなわち中国では地域ごと、 継続的供給により深刻な銭荒は落ち着きを見せたし、そもそも銅銭は比較的狭い地域に止まり続 紊乱を整理統一することなく、ひたすら重量一銭二分程度の小型の常平通宝を散布し続けた。 九 、世紀に入り朝鮮経済は銅銭本位制の色合いを強めるが、その運用法は銀本位制の中国と似てい かし純祖 - 支払協同体」を越えて遠隔地に運搬されることは少なかったから、その内部で各種の銭の比 てい は姜浚欽の提案を真剣に検討せず、当十銭の鋳造も許さなかった。 れば、 雑種銭制が蔓延していても地域経済に決定的打撃を与えるわけでは 業種ごとに銀両制すなわち銀の計量法が異なり、 結局政 政府は財政上の 府 は 銭 制

いた当二銭鋳造論は傍流に止まった。

銭鋳造論

朝鮮政府も常平通宝を市中に供給するだけで、銭規格の統一に対して熱心に取り組まなかった。 尺度として庫平銀制を定めるだけで、市中における銀流通の在り方に容喙しなかったのと同様

の主流を占める十進法大銭鋳造論は主に銭荒対策として提起され、

銭制統一

一をも念頭に置

大

おわりに

銭二分であったと言われているのに対し、 通宝 は 朝鮮 王 朝 が 本 -格的 いに鋳造 した唯 五年以降の二字銭は重量二銭五分程度に倍増した。 0) 銅 銭 であり、 その規格 格は 粛宗四 年 Ó 単 字 が

より 場では銭荒が 採用せず、英祖一八年以降は重量一銭二分程度の一文銭を市中へ追加供給するに止まった。以上が 臣であり、 これらは大別して十進法大銭鋳造論と当二銭鋳造論とに分類されるが、前者を唱えたのは朝廷の重 銭に整理して銭制 英祖初期より間歇的に提起された大銭鋳造論の背景には、 行して銭の軽薄化 本稿の結論である。 かし鋳造技術 当二銭論の方がより穏健で現実的な解決法を模索していたと思われるが、 後者を提起したのは在野の実学者や府使・郡守クラスの地方官であった。 進行 の低さから重量のばらつきが生じ、 の紊乱を終息させ、以て銭荒を解消させることを企図していたものと推測される。 ・粗悪化を招来したため、約二〇年で鋳銭は停止された。 盗鋳の横行とも相俟って、 大小精粗多様な銭が市中に出回るようになった。 また当初から官庁による悪鋳や民間での盗鋳 巷間にて蔓延する雑多な銅銭を大銭と小 銭の供給停止により 政府は結局どちらも 十進法大銭 が

機関がそれぞれ軽薄劣悪な鐚銭を鋳造するといった銭制紊乱は清代史や江戸時代史では見られ 稀有な現象である。 も見られた。 清代中国でも私鋳銭は盛んに出回っており、また皇帝の代替わりに伴う銭の名称や大きさの変化 これ以上の分析は困難である。 しか し朝鮮のように常平通宝という名称を共有しながら重量が一定せず、更に各鋳 ただ市 中で雑種銭制がどの これについては今後の課題としたい ように運用され てい たのかを具体的に語る史料は な

註

1 元裕漢 「朝鮮後期貨幣流通에 대 한 考察 高額銭의 鋳用論議를 中心으로-『韓国史研

朝鮮後期の大銭鋳造論

5

[우리화폐

究 に大銭鋳造論の概略については中川抄訳論文の付表を参照。 六五—一六六頁。 六輯、 『朝鮮研究年報』一四号、 一九七一年 行論ではこれらの研究により解明された歴史的事実については註記を省略する。 中 ·川清抄訳 一九七二年)、同 「朝鮮後期の貨幣政策についての一考察 『朝鮮後期貨幣史研究』韓国研究院、 高額銭の鋳造論議 一九七五年

- 2 10一0年 拙稿 「朝鮮王朝後期 の貨幣政策と鴨緑江辺経済」北九州 市立大学 外 国 [語学部紀要] 一二九
- 3 九九九年、 須川英徳「朝鮮時代の貨幣―― 一〇三—一〇四頁 『利権在上』をめぐる葛藤-歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店
- (4) 李大鎬編『韓国貨幣史』韓国銀行発券部、一九六六年、二九頁。

州州화폐』韓国銀行、二○一○年、二八頁。

- (6) 『備辺司謄録』第三四冊、粛宗四年正月二四日。
- (7)『朝鮮粛宗実録』巻七、粛宗四年正月乙未(二三日)。
- (9) 『朝鮮仁祖実録』巻二八、仁祖一一年一一月壬辰。

8

"備辺司謄録』 第三四冊、

粛宗四年閏三月二四日!

- (10) 『備辺司謄録』第三五冊、粛宗五年二月三日。
- (11) 同右、第三五冊、粛宗五年二月二〇日。(11) 同右、第三五冊、粛宗五年二月一九日。
- (13) 同右、第三五冊、粛宗五年三月二七日。
- (14) 同右、第三五冊、粛宗五年四月九日。

進

推定値は宋賛植

「朝鮮後期

行銭論」『韓国思想体系Ⅱ』成均館大学校大同文化研究院、

一九七六年に依

- 15 同右、 第三五冊、 粛宗五年五月一三日。
- 16 同右、 第三五冊、 粛宗五年九月一五日。

<u>17</u>

『朝鮮粛宗実録』巻八、

粛宗五年九月丁未。

- 18 同右、 卷九、粛宗六年二月癸亥。
- 20 19 李憲昶「一六七八—一八六五년간 『備辺司謄録』 第三六冊、 粛宗八年三月二八日。 貨幣量斗 貨幣価値의 推移』『経済史学』二七号、一九九九年、八頁。

21 拠する。 反映しているのか疑問であるし、 れらの数値は一つの目安と考えるべきである。 同右、三一頁。 但し『実録』『備辺司謄録』『承政院日記』に記されている銭価がどれほど実勢価 銭価が銀価より季節変動を起こしやすいことも考慮されていない。 脳格を

- 23 22 『承政院日記』 **『備辺司謄録』第三七冊、** 第三〇三冊、 粛宗九年正月一五日。 粛宗一○年五月一二日。
- 24 同右、 第三七冊、 粛宗九年正月二九日。
- 25 同右、 第四三冊、 粛宗一五年九月八日。
- 26 同右、 第四七冊、 粛宗一 九年七月三日。
- 27 拙稿 朝鮮後期の麤布」 九州大学『東洋史論集』 四一号、二〇一三年。
- 29 28 『朝鮮粛宗実録』 備辺司 謄 録 第四 九冊、 粛宗二四年五月己卯 粛宗二一年一〇月二五 Н

卷三二、

23 -

朝鮮後期の大銭鋳造論

40

30 『備辺司 謄録 第五九冊、 粛宗三四年五月

> Ħ. H_o

- 31 同右、 第六七冊、 粛宗四○年九月二九日
- 32 同右、 第六九冊 粛宗四二年一二月二五
- 33 同右、 第七○冊、 粛宗四三年一一 月一一 \exists
- 34 同右、 第七一 刪 粛宗四四年七月一八日・八月二四日。

35

同右、

第七五冊、

景宗四年正月一

四日・二月一一

- 36 同右、 第七八冊、 英祖元年八月八日。
- 37 同右、 第七八冊、 英祖元年一〇月六日。
- 39 38 同右、 『承政院日記』第六〇四冊、 第六四五冊、 英祖三年九月一二日 英祖元年一一月二日。
- 上疏していることを根拠としている。 同右、 第八一四冊、 英祖一一年一二月一〇日の条に、宋真明が「臣於辛亥疏中。 なお英祖七年三月一七日、

彼は刑曹参判から大司成に遷り、

更に

已陳大小銭之説」と

41 朴趾源 『燕巌集』巻二、書、 賀金右相履素書、 別紙

九月二五日、平安道観察使に遷っている。

- $\widehat{42}$ 実際には英祖二七年二月から英祖二八年六月までの間、三営で六○万七○○○両が鋳造された。 前註
- 20 朝鮮純祖実録』 李、 九頁。 卷一七、
- 44 $\widehat{43}$ 宮下忠雄 純祖 一三年四月戊午、 同右、 卷一 九 純祖 一六年七月辛亥。
- 『中国幣制の特殊研究』 日本学術振興会、 一九五二年。